

平27福個答申第14号  
平成28年1月13日

福岡市長 高島 宗一郎 様  
(保健福祉局総務部総務課)

福岡市個人情報保護審議会  
会長 村上 裕章  
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する  
異議申立てについて (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成26年5月28日付け保総第64号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

諮問第82号

「国民健康保険資格認定事務に関する書類及び請求者に関する福岡県障害者福祉課に提出した書類」の一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申

## 1 審議会の結論

「国民健康保険資格認定事務に関する書類及び請求者に関する福岡県障害者福祉課に提出した書類」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）により非開示とした部分のうち、事業者に福岡市から派遣された職員が福岡市の職務に復帰した後に行われた事実確認時点での福岡市における役職名については、開示することが妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経過

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成26年4月21日付けの本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

### (2) 異議申立ての経過

① 平成26年3月24日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、異議申立人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「福岡市のすべての私の情報開示をお願いします。公開請求をしても答えませんので。私個人の情報がどこでどう使用されるかわかりませんから。私が私の情報すべて教えてもらっても、私個人は、不利益はこうむりません。福岡市の情報の使われ方にも疑問がありますので、確認のためです。別紙丸のついている所の情報」（表現を一部補正）

（注 別紙は、条例第7条の規定により実施機関が市長に届け出た個人情報取扱事務を一覧にまとめた「個人情報目録目次」である。）

② 平成26年4月21日、実施機関は、本件個人情報について、その一部が条例第20条第2号、第3号及び第6号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成26年4月28日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

## 3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

### (1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び平成27年10月21日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、概ね次のように主張している。

① 以前、当時の勤務先から不当な扱いを受けたが、実施機関が福岡県障害者福祉課に提出した書類の非開示部分にどのような記載があるのかわからないため、当時の勤務先への反論を控えている状態であって、非開示によって反論する権利が奪われているという不利益を被っており、本件個人情報に係る非開示部分（以下「本件非開示部分」

という。)について、条例第20条第2号ただし書ウ「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するとして開示をお願いするものである。

- ② また、本件処分により開示された部分についても事実と異なる記述があり、非開示部分にも事実と異なる記述があると推察され、自分の個人情報を正しい形にしてもらう必要があるため、非開示部分の開示を求めるものである。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成27年8月19日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、概ね次のように主張している。

- ① 国民健康保険資格認定事務に関する書類のうち一部開示とした文書は、異議申立人の勤務先から提出された厚生年金資格等喪失連絡票であり、非開示部分は法人の代表者印の印影であるが、法人の代表者印は、不動産取引等の重要な契約締結に用いられるなど、社会通念上重要な意味を有していることから、条例第20条第3号の法人等に関する情報に該当し非開示としたものである。
- ② 請求者に関する福岡県障害者福祉課に提出した書類のうち一部開示とした文書は、異議申立人から以前の勤務先に在職していた際に事業者から虐待を受けた旨の相談があったことを契機として、当該事業者に対して事実確認を行った際の記録と当該事案に係る初動対応協議議事録であり、非開示部分は事実確認の内容の一部、当該事業者が福岡市から派遣された職員が福岡市の職務に復帰した後に行われた事実確認時点での福岡市における所属名と役職名、事実確認で証言した当該事業者が直接雇用された職員の職・氏名である。
- ③ このうち、事実確認の内容の一部については、事実確認が使用者等関係者の任意の協力により実現可能なもので、被害を訴える本人への情報開示を前提とせず証言を聴取しており、そこで得られた証言等を本人からの請求によって全部開示とした場合は、今後、関係者からの協力を得ることが困難となるとともに、事実の隠蔽につながるなど、適正な事実確認が困難となり、虐待対応に係る事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第20条第6号の行政運営情報に該当し、客観的な事実と合致する部分を除いて非開示としたものである。
- ④ また、当該事業者が福岡市から派遣された職員が福岡市の職務に復帰した後に行われた事実確認時点での福岡市における役職名については、③と同様の趣旨で条例第20条第6号の行政運営情報に該当するとともに、開示請求者以外の個人に関する情報であり、転任先の所属は事実確認にあつては当該職員が担任する職務の遂行に係る情報ではなく、条例第20条第2号ただし書エの「公務員等の職務遂行情報」には当たらないことから、条例第20条第2号の第三者の個人情報に該当し非開示としたものである。
- ⑤ さらに、事実確認で証言した当該事業者が直接雇用された職員の職・氏名については、開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該職員は当該事業者が雇用した固有職員であつて条例第20条第2号ただし書エの「公務員等」にも該当しないことから、

条例第20条第2号の第三者の個人情報に該当し非開示としたものである。

#### 4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

##### (1) 本件非開示部分について

本件非開示部分は、国民健康保険資格認定事務に関する書類については、異議申立人の勤務先から提出された厚生年金資格等喪失連絡票の法人の代表者印（以下「非開示部分1」という。）である。また、請求者に関する福岡県障害者福祉課に提出した書類については、異議申立人から以前の勤務先で虐待を受けた旨の相談があったことを契機として実施機関が行った当該事業者に対する事実確認の記録と当該事案に係る初動対応協議議事録のうち、事実確認の内容の一部（以下「非開示部分2」という。）、当該事業者が福岡市から派遣された職員の事実確認時点での福岡市における所属名と課長級の役職名（以下「非開示部分3」という。）、及び事実確認で証言した当該事業者に直接雇用された職員の職・氏名（以下「非開示部分4」という。）である。

実施機関は、非開示部分1については条例第20条第3号、非開示部分2については同条第6号、非開示部分3については同条第2号及び第6号、非開示部分4については同条第2号にそれぞれ該当するとして、本件処分を行っている。

そこで、当審議会では、本件非開示部分について、それぞれ条例の非開示規定の該当性を検討する。

##### (2) 非開示部分1について

条例第20条第3号は、法人に関する情報であって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができると規定しているところ、法人の代表者印は、その法人の意思を代表することを証するものとして様々な契約等の締結に用いられており、当該印影が偽造され、使用された場合は、当該法人が不利益を被ることは十分想定される。

したがって、非開示部分1に係る本件処分は妥当である。

##### (3) 非開示部分2について

① 条例第20条第6号柱書は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができると規定している。

② 障がい者の虐待に係る相談支援にあたっては事実関係を十分に確認する必要があり、相談者本人や関係者からの聴き取りは非常に重要であるところ、聞き取った内容が開示されることを前提とするならば、相談者本人や他の関係者からの反発をおそれ、関係者が情報提供を拒み、あるいは真実を語らない、といった状況が生じることも考えられ、そうなった場合、事実関係の確認が困難となり、公正な判断を行えなくなるおそれがある。また、関係者から任意提供された情報については、一般的に相談者本人には知らせないことを前提とするものも含まれ、これらの情報を開示することにより、実施機関と情報提供者との信頼関係が損なわれ、今後の情報収集自体が困難となるお

それも否定できない。さらに、これらの情報に基づく担当職員の評価や判断等の記載は、相談者本人や関係者の主張や認識と必ずしも一致しないことも想定され、その内容を開示することにより、相談者本人や関係者と担当職員との間に軋轢が生じる場合や、開示が予定されると、今後、担当職員が適正な評価や判断等を率直に記載することを控える事態も考えられ、事案の解決が難しくなるおそれもある。

③ 非開示部分2は、実施機関の職員が、事業者に関する異議申立人からの相談を契機に、事案の解決に向けて事実関係を確認するため、異議申立人が勤務していた事業者の職員から聞き取りを行い、その内容を書き起こしたものである。本件において、仮に非開示部分2を開示した場合、前記②のとおり、今後、情報提供を受けるべき関係者からの適切な協力が得られなくなるおそれや、事案の解決が困難となることも否定できないため、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといわざるを得ず、条例第20条第6号の行政運営情報に該当する。

④ なお、異議申立人は、3の(1)の①のとおり、非開示によって以前の勤務先に反論する権利が奪われるという不利益を被っているとして、本件非開示部分は、条例第20条第2号ただし書ウ「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当すると主張するが、当該規定は非開示情報のひとつである同条第2号の第三者の個人情報の例外として定められているものであるところ、非開示部分2の非開示事由は同条第6号の行政運営情報であることから、同条第2号ただし書を適用することはできない。

⑤ 以上のことから、非開示部分2に係る本件処分は妥当である。

#### (4) 非開示部分3について

① 実施機関は、非開示部分3について、3の(2)の③と同様の趣旨で条例第20条第6号に該当すると主張する。しかしながら、本件にあつては、非開示部分3に係る当該職員の氏名及び異議申立人の以前の勤務先に派遣されていた当時の役職名は開示されていること、一般的に福岡市における役職名を開示することで福岡市職員が事実確認に応じない、あるいは真実を語らないという状況は想定しがたいことなどから、開示することによって障がい者の虐待相談に係る対応という事務の遂行に支障を及ぼすとは考えられない。

したがって、非開示部分3は、条例第20条第6号には該当しない。

② また、実施機関は、条例第20条第2号にも該当すると主張するため、同条該当性について検討する。条例第20条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定しているところ、非開示部分3は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第20条第2号本文に該当すること

が認められる。

③ さらに、同号ただし書エにおいて、当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定しているところ、当該職員は福岡市職員であるため、非開示部分3が同号ただし書エに該当するかどうかを検討する。当該職員に対する事実確認は、当該職員が福岡市に復帰した後に実施されているが、その内容は、事業者に派遣されていた当時の職務に関して行われたものであって、福岡市に復帰した後の職務に関して行われたものではないことから、非開示部分3は公務員の職務遂行に係る情報には当たらない。

④ 一方で、同号ただし書アにおいて、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当する場合は、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定しているため、非開示部分3が同号ただし書アに該当するかどうかを検討する。福岡市職員の現在の職・氏名については、実施機関が毎年作成し、市情報プラザや各区役所市民相談室、各図書館などで閲覧できる職員名簿で確認することが可能であるとともに、福岡市ホームページにおいては現年度の課長級以上の職員名簿が掲載されていることから、非開示部分3は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当する。

⑥ 以上のことから、非開示部分3については、開示することが妥当であると判断する。

(5) 非開示部分4について

条例第20条第2号本文に規定されている非開示情報の内容は(4)の②のとおりであるところ、非開示部分4は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、第三者の個人情報に該当することが認められる。なお、異議申立人は、3の(1)の①のとおり、非開示によって以前の勤務先に反論する権利が奪われるという不利益を被っているとして、本件非開示部分は条例第20条第2号ただし書ウ「ウ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため開示すべきであると主張するが、情報の性質及び内容から、第三者の個人情報を非開示とすることにより保護される当該第三者個人の権利利益よりも、開示請求者の生命、身体、財産等の利益を保護することの必要性が上回る事情があるとは認められない。

これらのことから、非開示部分4に係る本件処分は妥当である。

(6) 本件処分に係る条例第22条該当性について

異議申立人は、3の(1)の①のとおり、非開示によって以前の勤務先に反論する権利が奪われるという不利益を被っていると主張しているところ、条例第22条では、実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、非開示情報を開示することができる旨を定めているため、本件非開示部分の同条による開示の余地の有無についても検討する。

当該規定が適用されるのは、開示請求者と当該非開示情報との関係における特段の事情から、なお開示する必要があると例外的に認められる場合であって、実施機関の高度の行政的な判断が必要であり、その裁量的開示の是非を判断するにあたっては、非開示情報の性格や内容を十分に考慮するとともに、開示あるいは非開示の判断にあたっては、非開示とすることによる利益と開示することによる利益との比較考量を行わなければならないところ、本件非開示部分については、開示することによって障がい者の虐待相談に係る対応という事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるなど、当該情報を非開示とすることによる利益が大きいことに鑑みれば、例外的に開示を認める特段の事情があるとは認められず、条例第22条を適用することは妥当ではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成26年 5 月 28 日	実施機関から諮問
平成26年 7 月 16 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成27年 7 月 22 日 (第159回不服申立て部会)	審議
平成27年 8 月 19 日 (第160回不服申立て部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成27年 9 月 16 日 (第161回不服申立て部会)	審議
平成27年10月21日 (第162回不服申立て部会)	異議申立人から意見聴取及び審議
平成27年11月18日 (第163回不服申立て部会)	審議
平成27年12月16日 (第164回不服申立て部会)	審議